#### 茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業審査委員会設置要項

#### (委員会の設置)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業補助金(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条第3項に基づき、茨城県産業戦略部中小企業課(以下「中小企業課」という。)内に、茨城県中小物流事業者業務効率化支援事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、交付要綱第6条に定める補助金の交付の対象となる事業 (以下「対象事業」という。)に関する計画のほか、対象事業の運営に必要な事項の審査及び 評価を行うものとする。

#### (委員の構成)

第3条 委員会には、下記の者をあてる。ただし、委員長は、必要に応じて下記以外の者を指名し、審査を行わせることができる。

委 員	備考	
中小企業課長	委員長	
経営支援室長	副委員長	
課長補佐 (総括)		
経営支援室課長補佐		

- 2 委員長は、参加した委員の互選により定めるものとし、委員会を代表として会務を総理する。
- 3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員は、知事が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、年度単位の期間とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (助成対象事業の評価・加点)

- 第5条 交付要綱第10条で定めることとなっている対象事業の評価・加点基準は別表のとおりと し、審査するに当たっては、主としてこの基準の観点から総合的に行うものとする。
- 2 前項の評価・加点基準のほか、対象事業の審査及び評価・加点基準に関する必要な事項については、知事が別に定める。

#### (委員会)

第6条 委員会は、原則として書面で実施するものとする。

- 2 委員会は、必要に応じて知事が開催する。
- 3 委員が参加できないときは、当該委員の委任状を提出した代理者の参加により、委員として の参加に代えることができる。
- 4 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 5 委員会は、非公開とし、委員は、議事の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が参加し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のと きは、委員長の決するところによる。
- 7 知事は、必要のあるときは、委員会にオブザーバーとして委員以外の者の参加を求めることができる。

### (委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 付 則

この要項は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。

# 評価·加点基準

# 1 評価項目

	項目	視点
(1)	適格性	・荷待ち・荷役時間削減などの物流の効率化に資する事業にな
		っているか。
		・国や県、市町村が実施する他制度(補助金、委託費等)によ
		る助成を受ける事業と同一又は類似内容の事業となっていな
		いか。
		・その他交付要綱に定める要件等を満たしているか。
(2)	計画性・実現性	・経営状況分析は適切に行われているか。
		・事業計画は具体的で実現可能性の高いものとなっているか。
		・事業実施のための必要な体制・能力を有しているか。
		・支援事業として費用対効果が高いか。
(3)	積算	・事業費の計上や積算が正確かつ明確で、事業実施に必要なも
		のとなっているか。

# 2 各評価項目の配点

項目	一委員当たりの配点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

## 3 加点項目

	項目	視点	
(1)	働き方改革	・すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方	
		改革」に積極的に取り組んでいるか。	
(2)	外国人材	・労働力不足の解消に向けて、外国人材の導入に積極的に取り	
		組んでいるか。	

## 4 各加点項目の配点

# (1)働き方改革

項目	一申請者当たりの配点
女性ドライバーの採用	1点
厚生労働省の「くるみん」	2点
「えるぼし」又は茨城県の	
「働き方改革優良 (推進)	
認定企業」の認定	

※内容を証する書類(社員証・運転免許証の写し、社員名簿、認定証明書等)の添付を求める。

## (2) 外国人材

項目	一申請者当たりの配点
外国人材の採用	1点

※ 内容を証する書類(社員証の写し、社員名簿等)の添付を求める。